

児童手当などを受給するには手続きが必要で、支給要件に該当したときは、速やかに手続きをしてください。

児童手当

中学校修了前までの児童を養育している方に支給されます。

手当額(児童1人あたり・月額)

- ・3歳未満 1万5000円
- ・3歳以上小学生以下 第1・2子 1万円 第3子以降 1万5000円
- ・中学生 1万円
- ・所得制限対象者 児童1人あたり 5000円

支払い時期 左表のとおりです。

該当月	支払日
平成26年 2月~5月分	平成26年 6月10日(火)
平成26年 6月~9月分	平成26年 10月10日(金)
平成26年 10月~平成27年 1月分	平成27年 2月10日(火)

児童扶養手当

次の要件に該当する18歳以下(18歳到達の年度の末日)の児童(一定の障がいがあるときは、20歳未満)を監護している父または母、あるいは養育者に支給されます。

なお、受給から5年を経過された方で、未就労などの場合に支給額が2分の1に減額されることがあります。

支給要件

- ・父母が婚姻を解消した児童
- ・父または母が死亡した児童
- ・父または母に重度の障がいのある児童
- ・父または母から1年以上遺棄されている児童
- ・父または母がDV防止法における保護命令を裁判所から受けた児童
- ・父または母が1年以上拘禁されている児童

母が婚姻しないで生まれた児童
父または母の生死が明らかでない児童

手当額(児童1人あたり・月額)

- ・全部支給 4万1020円
- ・一部支給 4万1010円
- ・2人目は5000円、3人目以降は1人につき3000円の加算
- ・9680円

遺児手当

次の要件に該当する18歳以下(18歳到達の年度の末日)の児童を監護している父または母、あるいは養育者に支給されます。

支給要件

- ・父母が婚姻を解消した児童
- ・父または母が死亡した児童
- ・父または母に重度の障がいのある児童
- ・父または母から1年以上遺棄されている児童
- ・父または母がDV防止法における保護命令を裁判所から受けた児童
- ・父または母が1年以上拘禁されている児童
- ・婚姻しないで生まれた児童

父または母が引き続き1年以上行方不明である児童

手当額(児童1人あたり・月額)

- ・県遺児手当 4350円
- ・支給期間は5年間。ただし、4年目から2年間は半額
- ・市遺児手当 2000円
- ・(支給期間は、5年間)

特別児童扶養手当

身体または、精神に中度・重度の障がいをする20歳未満の児童を監護している父または母、あるいは養育者に支給されます。

手当額(児童1人あたり・月額)

- ・1級 4万9900円
- ・2級 3万3230円

母子家庭等自立支援事業

母子家庭等自立支援給付金制度

母子家庭の母親または父子家庭の父親の方が就職に役立つ技能や資格の取得のため各種講座を受講したり、各種学校などの養成機関で修業する場合に母子家庭等自立支援給付金を支給します。なお、事前相談が必要となります。

自立支援教育訓練給付金

指定の職業能力開発講座を受講後に支給します。支給額は、講座受講料の2割相当(上限は10万円)。

高等職業訓練促進給付金等

就職に有利な資格取得(看護師、介護福祉士、保育士等)のために2年以上養成機関で修業する方に支給します。

高等職業訓練促進給付金

支給期間 修業期間の全期間(上限2年、3年課程の場合は3年目を貸付金により支援)

支給額(月額)

- 10万円(市民税非課税世帯)
- 7万5000円(市民税課税世帯)

修了支援給付金

- 5万円(市民税非課税世帯)
- 2万5000円(市民税課税世帯)

母子家庭等日常生活支援事業

母子家庭、父子家庭、寡婦の方が修学などの自立促進に必要な理由や疾病などにより一時的に生活援助のサービスが必要な場合や母子家庭、父子家庭となつて間がないなど生活環境の激変により日常生活を営むのに支障がある場合に、家庭生活支援員を派遣して家事援助等を行います。なお、一定額以上の所得がある方には一部利用者負担があります。(1時間あたり300円)

母子寡婦福祉資金

母子家庭や寡婦の方の生活の安定と児童の福祉増進のため、暮らしに必要な資金の貸付を行っています。

対象

- ・20歳未満の児童を扶養している配偶者のいない女子、またはその女子に扶養されている児童及び父母のいない20歳未満の児童
- ・子が20歳以上になつたり、子がいないため母子福祉資金の貸付を受けることができない配偶者のいない女子、またはその女子が扶養している子

内容

- ・事業開始資金…事業を開始するのに必要な設備、材料、商品などの購入資金
 - ・事業継続資金…現在営んでいる事業を継続するための運転資金や拡張資金
 - ・技能習得資金…就職、事業開始のために必要な知識、技能を習得するために必要な授業料、材料費、交通費などの資金
 - ・就職支度資金…就職するために必要な被服、身の回り品などの購入資金
 - ・住宅資金…現在住んでいる住宅の増改築、補修、または自ら居住する住宅の建設購入するために必要な資金
 - ・転宅資金…住居の移転に伴う敷金、権利金などの一時金に充てる資金
 - ・医療介護資金…医療及び介護を受ける際に自己負担金などに充てる資金
 - ・生活資金…技能習得期間中や失業している期間中、または医療介護資金の貸付期間中、及び母子家庭になつて7年未満世帯の生活資金
 - ・結婚資金…扶養する児童または20歳以上の子が結婚するのに必要な資金
 - ・修学資金…高等学校、大学または専修学校修学中の学費などに必要な資金
 - ・就学支度資金…小学校、中学校、高等学校、大学、専修学校、修業施設への入学及び入所する際の入学資金
 - ・修業資金…事業開始、就職のために必要な知識、技能を習得するために必要な授業料、材料費、交通費などの資金(修業施設在學生)
- なお、第6回の申請は就学支度資金

のみの貸付ですのでご注意ください。
※平成26年度の福祉資金貸付申請書の提出時期は左表のとおりです。

区分	申請書提出期限	貸付金決定時期	貸付金支払日
第1回	平成26年5月8日(木)	平成26年6月下旬	平成26年7月1日(火)
第2回	平成26年7月3日(木)	平成26年8月下旬	平成26年9月1日(月)
第3回	平成26年9月18日(木)	平成26年11月下旬	平成26年12月1日(月)
第4回	平成26年11月6日(木)	平成26年12月下旬	平成27年1月19日(月)
第5回	平成26年12月4日(木)	平成27年1月下旬	平成27年2月17日(火)
第6回	平成27年1月15日(木)	平成27年3月上旬	平成27年3月17日(火)
第7回	平成27年2月19日(木)	平成27年4月下旬	平成27年5月上旬

一時的保育事業と子育て支援短期利用事業

児童の養育が一時的に困難となった場合に、保育所や施設で養育する事業を実施しています。

一時的保育事業

内容 就労形態の多様化に伴う一時的な保育や保護者の疾病などの理由によつて緊急・一時的に保育します。また保護者の育児に伴う心理的・肉体的負担を解消するために保育を必要とする満0歳以上(生後43日以降、蛭

問保育園は生後6カ月以降)で就学前の児童を一時的に保育します。
実施施設 共存園保育所・新開保育園・東愛宕保育園 神島田保育園 蛭間保育園

利用期間 1カ月に14日以内

保育時間 午前8時30分～午後4時30分(ただし、土曜日は、午前8時30分～午後0時30分)

蛭間保育園は平日午前8時～午後4時

手数料 1日2000円

子育て支援短期利用事業

内容 保護者が疾病などの理由で児童を一時的に養育できなくなった場合に、その児童を短期間施設などで保護します。

実施施設 あいさんテラス(津島市)、衆善会乳児院(名古屋市)、溢愛館(犬山市)

利用期間 7日以内

手数料 1日6300円以内

ファミリー・サポート・センター事業

子育ての手助けをしてほしい方(依頼会員)と、子育ての手伝いができる方(援助会員)がお互いに助け合いながら活動する子育て支援の会員組織です。

対象

・**依頼会員** 市内在住・在勤・在学中、0歳児(生後43日以降)から小学校6年生までのお子さんを養育している方

・**援助会員** 市内在住で、20歳以上の健康で子育てに関心をお持ちの方(資格、経験、性別は問いません。)

援助内容

・保育園、幼稚園、小学校、放課後クラブ、習い事など、お子さんの送迎

・保育園などの始業時間前、または終業時間後のお子さんの預かり

・病気の回復期であり、保護者の勤務の都合により家庭で育児を行うことが困難なときの預かり

・通院、看護、冠婚葬祭、地域活動、授業参観など子どもを連れて行くことができないときの預かり

※預かりは、援助会員の自宅で行います

報酬の基準

依頼会員は、援助活動終了時に左記の金額を援助会員に直接支払います。

子ども1人につき1時間あたりの報酬基準金額は左表のとおりです。

時間	午前7時～午後7時	左記以外の時間
曜日		
月～金曜日	700円	800円
土・日曜日、祝日と年末年始(12月29日～1月3日)	800円	800円

※援助開始から30分未満は、報酬基準金額の半額です。

※依頼会員が食事、おやつなどの提供を依頼した場合は、援助会員に実費を支払います。